

社会資本整備審議会住宅宅地分科会
(第33回)
議事録

社会資本整備審議会住宅宅地分科会（第33回）

平成23年1月17日

【事務局】 それでは皆様、大変お待たせいたしました。定刻となりましたので、まだお越しでない委員もいらっしゃるかもしれませんが、ただいまから住宅宅地分科会を開催させていただきます。本日は、委員の先生方におかれましては、ご多忙のところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

私、事務局を務めさせていただいております〇〇でございます。議事に入るしばらくの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは座らせていただきます。

さて、本日もご出席をいただきました専門委員を除く委員の先生方の数は、ただいま8名でございます。総数の3分の1以上に達しておりますので、本分科会は成立しておりますことをご報告申し上げます。また、当分科会の公開につきましては、マスコミのみの公開となっております。

なお、議事録につきましては、内容について各委員の確認を得た後に、発言者氏名を除いて、国土交通省のホームページにおいて一般に公開することとなっておりますので、よろしく願いいたします。

カメラ撮りは議事開始前までとなっておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、本日お手元にお配りいたしております資料のご確認をお願いしたいと思います。お手元の配付資料一覧を見ていただきたいと思います。資料1が社会資本整備審議会住宅宅地分科会の委員の名簿。資料2が住生活基本計画（全国計画）の変更（案）について。資料3が住生活基本計画（全国計画）の変更（案）の新旧対照表。それから資料4が成果指標（案）について。それから参考資料として、今後の審議予定等についての1枚紙をつけさせていただきます。

以上の資料をお配りしておりますが、どうぞご確認いただきたいと思います。よろしゅうございませうか。資料の不足等ございましたら、事務局にお申し出いただければと思います。

前回まで、住生活基本計画の見直しに係る論点の整理と検討の方向性、及び成果指標の

現状・課題・方向性を見直し案に対しご審議をいただき、さらには個別のご意見等をいただきまして、住生活基本計画の変更案について検討を重ねてきたところでございますが、本日の分科会におきまして、本計画案の内容をご説明させていただき、とりまとめに向けて質疑応答、意見交換を実施させていただきたいと思っております。

ここで、先生方をお願いでございますが、いつものとおり、ご発言をいただく際には目の前にございますマイクのスイッチをオンにさせていただき、ご発言の終了後はスイッチをオフにさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、今後の議事進行につきましては、分科会長をお願いしたいと存じます。分科会長、よろしくお願いいたします。

【分科会長】 分科会長の〇〇でございます。ご多用中のところ、本日、多数の委員の方にお集まりいただきまして、本当にありがとうございました。

本日は議事に従って進めてまいります。事務局から、住生活基本計画（全国計画）の変更案及び成果指標案について、内容としては一連のものでありますのでまとめて説明をお願いしたいと思います。

また、本日はこの住生活基本計画見直しに関する審議につきましては、平成22年7月5日の第24回住宅地分科会から審議を始めまして、本日で10回目、またこの間、途中2度の現地視察を行っております。そこで、本日はこの住生活基本計画（全国計画）の変更案につきまして、本日の分科会で実質の審議は終わりとしまして、ご審議をいただいでご了解がいただけましたら、パブリックコメントの手続に入りたいということになっておりますので、ぜひよろしくご協力のほどをお願いしたいと思っております。

では、ご説明をお願いしたいと思います。30分弱ぐらいを目途でよろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、ただいまからご説明申し上げます。

まず資料3をご覧くださいと思います。住生活基本計画の変更案の新旧対照表でございます。先生方におかれましては、年末年始のお忙しい中、いろいろご意見を賜りまして、本当にありがとうございました。おかげさまで今日の案をつくることができました。12月にいろいろご意見を伺ってまいりましたけれども、その時からの変更点を中心に今日はご説明をさせていただきたいと思っております。

まず1ページ目をご覧くださいと思います。1ページの特に「第2」のところでございますけれども、いろいろ構成につきましてご議論をいただいております。結果とし

て、目標1として「安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築」。それから目標2として「住宅の適正な管理及び再生」。目標3として「多様な居住ニーズが適切に実現される市場の整備」。目標4として「住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保」ということでまとめさせていただいております。

次のページをご覧くださいと思います。次のページの「はじめに」のところがございますけれども、最初の段落でございます。下から3行目でございますが、「住生活の分野において憲法第25条の趣旨が具体化されるよう」ということで、従前の計画にも入ってございまして、そうしたセーフティーネットの立脚点としての明確化ということでご指摘もいただきまして、改めて追加させていただいております。

それから、その次とその次の段落、「しかしながら」の段落と「さらに」の段落でございますけれども、最初のほうが「また」以下のところで「人口規模の大きい団塊の世代等の急速な高齢化や、単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加がみられる中で」。それから下のほうは、「我が国がこれまでに経験したことのない人口・世帯数の減少に直面している中」ということで、今般大きな時代の変化ということ、従前からご説明してきたところがございますが、当初の案ではまだまだ、そういったところがしっかりと書かれていないというご指摘を踏まえまして、さらに明確に記載したところがございます。

それから少し飛ばさせていただきます、5ページをお願いしたいと思います。5ページの(6)「地域の実情を踏まえたきめ細かな施策展開」というところがございます、その中で、「このため」というところ以下がそうなのですが、「国が施策を実施するに当たっては、地域の状況を十分踏まえるとともに」というところと、それから、一番下でございますが、「新しい公共」の担い手となる多様な主体」というところを追加させていただいております。最初のほうは、国の施策の実施に当たって、あまり画一的にしない、あるいは地域の考えに配慮する、そういったような観点をしっかり明確にするべきであるということで、そういった形にしてございます。それから下のほうは、「新しい公共」といったものとの連携をやはり明確化する必要があるというご意見を踏まえまして、そのように記載させていただいております。

それから6ページを見ていただきたいと思います。6ページの一番下の「基本的な施策」のところの部分でございます、そのうちの丸の2つ目でございますが、「住宅の耐震化を徹底するため」というところと「建替え等」というところで、従前耐震化の進展のためには改修のみ記載させていただいておりましたが、耐震化の進展のためには建て替えも非常

に重要であるということで、「建替え」も明記させていただいてございます。

それから次のページをご覧いただきたいと思います。7ページの②でございます。「住生活の安心を支えるサービスが提供される環境の整備」のところの段落の下から2行目でございますが、「支える多様なサービスが地域において提供されるための環境の整備を図る」ということで、「地域において」ということをつけ加えさせていただいてございます。サービスは一定の地域の中で提供されるべきとの考え方を明確化したものでございます。

それからその下でございますけれども、「指標」のところの2つ目に「地域における福祉拠点等の構築」というところで、「生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地の割合」を追加させていただいてございます。これは当初、1個しか指標がないということで、サービスのほうをしっかりと打ち出している以上、指標をもう少しというようなご指摘をいただきまして、つけ加えさせていただいてございます。

それから8ページをご覧いただきたいと思います。8ページの「基本的な施策」で、省エネルギーのところでございます。いろいろちょこまかと変えさせていただいてございます、すみません。まず最初の丸のところ、「省エネ改修」というのを「省エネリフォーム」と変えさせていただきます。これは省エネ設備の設置みたいなものも含ましめる趣旨でございます。

それから、住宅の燃費など、住宅の省エネルギー性能を一般にわかりやすく示すような施策をとということで、「住宅の省エネルギー性能等の「見える化」を促進する」ということを書かせていただいております。

それから、住宅だけでなく住宅市街地としての省エネ化を明記すべきであるということで、その下の丸でございますが、「住宅及び住宅市街地の総合的な環境性能」ということで、つけ加えさせていただいております。

それからその下でございますが、「中小住宅生産者等の住宅の省エネルギー化に関する技術習得」云々というところでございますが、これは議論の論点のところではいろいろ議論させていただきましたが、施策のところでは抜けてございましたので、新しく追加させていただきます。

それからその次の丸でございますが、森林吸収源対策として住宅の新築のみ書かせていただいておりますが、リフォームも当然入るということで「リフォーム」を追加させていただきます。

それから9ページをご覧いただきたいと思います。9ページの「住宅の適正な管理及び

再生」のところの「基本的な施策」のところをごさいますて、最初の丸のところでは、戸建て住宅の管理、主なところをごさいまするが、「維持管理に関する情報の蓄積及び計画的な維持管理方法の普及の促進」ということで、マンションだけでなく戸建て住宅についてもそうしたことをしっかりやっていくべきということ、書かせていただいでございます。

それからその次の丸でございまするが、最初のところで「エレベーター等の安全管理を含む」維持管理計画によって長期修繕計画をしっかりとつくっていただくということ、エレベーター等の重大事故が発生しているにもかかわらず、これに配慮した長期修繕計画がなかなか少ないということ、改めて書かせていただいでいるところをごさいまする。

それから9ページが一番下から10ページにかけてのところなんですけれども、「多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備」のところ、循環型の住宅市場ということ、従前も市場のところの題名としては使われておりましたが、一番下のところで「国民の居住ニーズと住宅ストックのミスマッチが解消される循環型の住宅市場の実現」ということで、本文の中にもこうしたことを明記させていただいでございます。

それから10ページ、引き続きでございまするけれども、「リフォーム市場の整備」という「指標」のところをごさいまする。ここはちょっと形式的なところをごさいまするが、注2のところ、リフォームというのは従前は増改築と修繕のみしかわからなかったものですから、一部の修繕のみしか書いてございませんでしたが、近年はそうした統計を整えまして、模様替え等もわかるようになってございまするので、今回の指標としては模様替えも含めた全体のリフォームとして指標をつくらせていただいでございまする。

それから11ページをお開きいただきたいと思ひます。11ページの「基本的な施策」のところをごさいまするて、1つ目の丸でございまする。長期優良住宅の前に、「耐久性に優れ、維持管理がしやすく、ライフスタイルやライフステージの変化等に応じたリフォームにも柔軟に対応できる」ということで、長期優良住宅の意義の明確化をさせていただいでございまする。それから、一番下の丸でございまするが、木造住宅の関係でございまするが、従前、加工とか流通体制の整備、特に林野庁の施策がメインになるところでございまして、あまり書いてございませんでしたけれども、このたび林野庁とも調整が整いましたので、そうした記述を加えさせていただいでございまする。

それから少し飛ばしまして、13ページをお願いしたいと思ひます。13ページの第3「大都市圏における住宅の供給等及び住宅地の供給の促進」というところをごさいまする。そちらの線を引いたところをごさいまするが、「団塊の世代が高齢化し急速な少子高齢化が

進む中」のところがございます。これは最初の「はじめに」のところと同様の観点から追加させていただいております。

それから引き続きまして14ページでございますけれども、14ページの真ん中より下の2というところがございまして、そこにも「単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加が想定される地域」ということで、そちらのほうにも追加させていただいております。これは「はじめに」のところを追加した同様の趣旨でございます。

それから16ページの上のほうを見ていただければと思います。16ページのところで「統計調査の充実に際しては」というところがございますが、「個人情報保護意識の高まりに配慮しつつ、情報の収集・提供体制の強化を図るとともに、情報通信技術の進展等を踏まえ、地方公共団体や民間の統計調査の活用等を図る」ということで、新たな情報通信技術の進展等を踏まえてしっかりとした統計調査の活用をということで、修正させていただいております。

以上が資料3の説明とさせていただきます。

それから資料4「成果指標（案）について」ということございまして、4ページをお開きいただきたいと思っております。成果指標につきましては、指標そのものにつきましては従前からお示しさせていただいておりますが、数値につきましてはいろいろと当方で検討を進めていたということもございまして、一部のみには目標値を定めてお示ししていませんでした。今回、全体について初めてお示しするというので、目標設定の考え方等につきましても、あわせてご説明させていただきたいと思っております。

まず、「新耐震基準が求める耐震性を有する住宅ストックの比率」でございます。これは79%から95%へということでございます。将来は、耐震性が不十分な既存住宅を解消することを想定しておりますが、今般、できるだけたくさんやりたいんですけれども、全体のどこまでできるかということも勘案いたしまして、当面は昨年に関議決定しました95%ということで設定させていただいております。

それからその下でございます。「地震時等に著しく危険な密集市街地の面積」でございますが、これにつきましては従前からおおむね解消を目指しております。これにつきましては、引き続きおおむね解消と言うことで目指していきたいと思っております。

その下、「高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合」でございますが、これは0.9%から3～5%程度にということでございます。これは昨年5月に国土交通省成長戦略を決定いたしましたが、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合ということで、諸

外国並みの3～5%ということで設定させていただいております。

それから、新しく指標としてつくらせていただきました「生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地の割合」でございます。これにつきましては、現在16%程度ですけれども、これを25%程度にしたいということを考えてございまして、「大規模な公的賃貸住宅団地については建替え等の機会を捉え、生活支援施設を併設し地域の福祉拠点等を担うことが望ましい」という考え方に基きまして、今後、建て替えが想定される公的賃貸住宅団地数を踏まえて25%に設定することを検討しております。これにつきましては、このように25%程度と考えてございしますが、これから都道府県の意見聴取等もございしますので、多少数字が動くことは可能性がございしますので、申し添えさせていただきます。

5ページをお願いしたいと思います。5ページの一番上でございしますが、「一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率」でございます。現況21%を50%にというふうに決めてございまして、その考え方につきましては、将来は、指標としている二重サッシですとか複層ガラスの設置、そういう地域の住宅すべてに実施することを目標としてございしますが、当面につきましては、2020年におけるCO₂排出量25%削減等もございしますので、それを目指し、昨年5月に決定した国土交通省成長戦略に合わせて50%に設定させていただいているところでございます。

その下でございます。「建設住宅性能評価書を取得した新築住宅における省エネ基準達成率」でございますが、これは62%を100%ということで設定させていただいております。2020年までに新築住宅については省エネ基準への適合を義務化する予定でございますので、できるだけ100%に近づけるとということで設定させていただいております。

その下でございますけれども、これも「エネルギー使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準達成率」ということで、こちらのほうは主に共同住宅ということになるかと思っております。戸建ても入りますが、大きなものでございしますので、主に共同住宅でございます。42%を100%にというふうに考えてございまして、これも新築につきましては、同様の理由で義務化いたしますので、100%ということで設定させていただいております。

その下でございます。「共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率」ということでございまして、16%を28%ということで考えさせていただいております。これにつきましては、通行可能な住宅ストックの比率

というものを着実に高めるということで、これまでの実績のトレンドを踏襲して設定させていただいているところでございます。

続きまして6ページをお願いしたいと思います。6ページは「住宅の適正な管理及び再生」ということで、ストックとフローというふうに分けてございます。

ストックのほうをまた2つに分けてございまして、ストック全体は37%から70%へ、そのうちの20年以上たっているものにつきましては22%から50%にと。それから、毎年毎年のフローで出てくる新築のものにつきましては、51%からおおむね100%へというふうに考えてございます。全体といたしましては、今後すべてやっていただきたいところではございますが、今後建築後相当の年数を経たマンションが急増することも踏まえて、当面100%と40%の間の70%程度を想定してございます。これにあわせて、新築については100%、築後20年以上については50%ということを設定しているところでございます。

続きまして7ページをお開きいただきたいと思います。一番上が「既存住宅の流通シェア」でございます。14%から25%ということでございます。これは購買力がとにかく低下しております一次取得者層の方に対して、無理のない負担で住宅を取得できるようにするという観点から、既存住宅の流通シェアというものを伸ばしていく必要があるのですが、諸外国と比較してもまだまだちょっと格段に小さくなってございますので、既存住宅流通シェアを着実に高めていくために、現在新成長戦略で定めております市場規模の倍増というのを念頭に置きまして、25%に設定しているところでございます。

その下の「取引時に瑕疵担保保険に加入した既存住宅の年間戸数」でございまして、これは906戸、平成22年4月から12月までの9カ月間に906戸になってございますが、これを9万戸にすることを目標にしてございます。当然、取引時にできるだけ瑕疵保険に入っていただきたいところでございますけれども、保険が開発されて間もないということもございますので、欠陥等に対する不安を持っておられるような方々の解消を図るとい、まずはということで、9万戸に設定させていただいてございます。

その下、「リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合」でございます。これは3.5%から6%ということでございます。これにつきましても、住宅投資に占めるリフォーム投資額の割合というのは、諸外国と比べましてもまだまだかなり小さくなってございますので、当面はその指標を高めていくということで、これも新成長戦略でリフォーム市場の倍増ということが掲げられてございますので、それを踏まえて6%ということを設定

させていただきます。

続きまして8ページをご覧くださいと思います。8ページの上は引き続きでございますが、「リフォーム時に瑕疵担保保険に加入した住宅の年間戸数及び棟数」ということでございます。これも平成22年4月からの9カ月間で4,093戸・棟ということでございますが、これを35万戸・棟にしたいと思っております。これにつきましても、大規模なリフォーム工事を行う事業者につきましては瑕疵保険に加入していただくことが望ましいんですけども、まだまだ始めたばかりということで、これも欠陥等に対する保証の重視意向にこたえていくという観点から35万戸を設定しているところでございます。

続きまして「住宅の利活用期間」でございます。滅失住宅の平均築後年数につきましては約27年から約40年。住宅の滅失率につきましては、7%から約6%ということでございます。平均築後年数につきましては、最近の共同住宅の低下等を反映しまして、30年から27年ということで逆に短くなってございますので、できるだけ長くいいものを使っていたらこうということでございまして、将来的には諸外国並みということもあるんでしょうけれども、当面現行計画と同様の40年に設定させていただいております。それから住宅の滅失率につきましては、順調に低下はしているんですがもう少し、諸外国並みには至っていないということで、これも着実にという観点から6%に設定させていただいております。

それからその下、「新築住宅における住宅性能表示の実施率」でございます。これは19%から50%ということで設定させていただいております。将来は、住宅の品質確保の促進の観点から、より多くの新築住宅で住宅性能評価を受けることが望ましいわけでございますけれども、現在なかなか普及が進んでいないということもございまして、当面現行計画と同様の50%ということで設定させていただいております。

続きまして9ページでございます。「新築住宅における認定長期優良住宅の割合」でございます。8.8%を20%ということで設定させていただいております。将来的には住生活の向上及び環境への負荷の低減の観点から、より多くの長期優良住宅が普及することが望ましいわけでございますが、当初二、三年で新築住宅の1割程度ということで最初目指してございましたが、おおむね順調にいつているということで、その倍ということで20%程度ということを目標に設定させていただいております。

それからその下、「子育て世帯における誘導居住面積水準達成率」でございます。これは全国で40%のところを50%に、大都市圏で35%のところを50%にということで

ございます。なかなか近年の状況を反映してか、達成率は少し下がっておるんですが、子育て世帯全体の半数が誘導居住面積水準を現在達成してございますので、子育て世帯におきましても半数をやはり達成するということを目標にさらに目指していただきたいということで、50%に設定させていただいてございます。

それから10ページをご覧くださいと思います。「最低居住面積水準未達率」でございまして、こちらのほうは4.3%を早期に解消ということでございます。これは従前は4.6%を早期に解消ということで、設定させていただいてございます。これは健康で文化的な住生活を営む基礎でございまして、できるだけ早期に解消を図っていきたくて考えてございます。

それからその下、「高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率」でございまして。これは一定のということで、2カ所以上の手すりの設置または屋内の段差解消に該当するものにつきましては、37%から75%に。さらに、車いすで通行可能な廊下幅も含めた高度なバリアフリー化を達成しているものとしては9.5%から25%にということで考えてございます。バリアフリー化につきましては、高齢者の居住する住宅についてはすべてやるのが望ましいということではございますけれども、なかなか進んでいないということでございまして、現状の状況に鑑みまして、可能な限りできるだけ進めていくという観点から、現行計画と同様の目標を設定させていただいてございます。

あと、11ページ以下は参考資料として、観測・実況指標のものでございまして、あくまで参考でございますが、今回まとめて整理させていただいてございます。以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。本日は実質最後の審議ですけれども、質疑応答の時間はたっぷりございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、1つだけ質問ですが、本日は資料2、これについて本日の質疑を踏まえて、修正すべき点があれば修正してパブリックコメントになると思いますが、資料4の取り扱いは、これは今回のパブコメに関しては対象外ということで受け取ってよろしいですか。

【事務局】 すみません、さようでございます。おっしゃるとおりでございまして、パブリックコメントの対象は資料2でございます。

【分科会長】 はい。ということで、それを前提としまして、当然資料4に関する質疑はあってもよろしいかと思いますが、パブコメの対象ではないという前提での、我々委員同士、また事務局とのやりとりにしたいと思います。

では、資料2、3、4、どれを使っても結構ですが、いろいろご発言があればよろしく
お願いしたいと思います。

それから、内容によっては、その場で事務局から即答していただくか、幾つか委員同士
でややニュアンスが違う意見が出る可能性もありますので、場合によっては適宜、臨機応
変に、事務局のお答えの仕方については司会のほうで少し整理しながらということにした
と思いますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

では、どなたからでも結構ですので、ご遠慮なくご発言をお願いしたいと思います。大
変細かい字句の修正のご意見でも結構ですし、少し大きな政策のことでも結構で、それは
全くどのような点でも結構ですので、よろしくお願いしたいと思います。

分科会長代理が、しばらく日程が合わなくて今日久しぶりにお見えですので何か、非常
に大きな点でもしご指摘があれば……。

【分科会長代理】　　そうですか、いえ、大きな点というと……。

【分科会長】　　早目にご発言いただけると……。

【分科会長代理】　　既に事務局の方に来ていただきましてご説明いただきましたので、
私の論点は既にもうお伝えして、ある程度反映されていると思うんですが、ちょっとじゃ
あ、特に成果指標のほうについて伺いたいんですが、この成果指標の数字の決め方ですね。
それで例えば、かなり順調に達成できているものとそうでないものをどういうふうに扱う
かということで、順調に伸びてきているものはある意味ではそのままトレンドを伸ばすと
か、あとは理想状態を考えて可能な値を設定するというでいいと思うんですが、順調
に伸びていないものがあるんですね。例えば密集市街地の整備みたいなやつだとか、そう
いうのは少し考え方を、場合によっては前ほど大胆ではない目標にするというのもありか
なとは思いますが、このあたりはどうなのでしょう。中にはかなりもう順調なものも
あるし、そうでないものもあって、そうでないものについて前と同じような考え方をとる
というのが一概に正しいともいえませんが、このあたりどうなのかなと思いまし
た。パブリックコメントとは関係ない部分で申し訳ないんですが。

【分科会長】　　いいえとんでもないです。これは即答で、事務局からご回答よろしくお
願いいたします。

【事務局】　　成果指標の決め方というか達成の考え方を少し細か目にご説明させていた
だきまして、ご指摘のように、順調にいつているものもあれば、順調にいつていないもの
のほうが多量多量かなという感じもしてございます。例えば今、密集市街地の関係でござ

いますけれども、今般少しご議論を論点整理の中でもしていただきましたように、いわゆる避難経路の確保ですとか、あるいは住民の防災活動とか、そういったようなきめ細かな対策も読み込んで、そういったものによる解消みたいなことも少し読み込めるような形で、指標のほうも見直ししましたし、少し考え方を変えさせていただいてございます。ただ、従前からこれにつきまして、とにかく解消するというようなものにつきまして、なかなか確かにすべてできるかどうかというところは難しいんでございますが、少しそういう工夫を加えた上で、やはりこれまでの経緯を踏まえてすべて解消すべきであろうという、あるいはそれ以外のことはなかなか決めるのは難しいのではないかとということで、そういう多少意気込みも込めて直させていただいたことでございます。それからいろいろな、例えば外国並みとか、あるいは既に成長戦略で閣議決定されたようなものを念頭に置いてとかいうものもございます。ただ、できるだけそうした際には、新しい施策を加えて、そうしたもののあまり今まで進んでいないものではあるんですが、そうしたものを新規の施策を加えまして、できるだけ達成を図るということで工夫をさせて、全般的にはいただいております。一部につきまして、なかなかそういったものもすぐに難しいような、例えば全体の滅失住宅の平均築後年数ですとか、あるいは住宅の滅失率、あるいは全体的な子育て世帯の誘導居住面積ですとかのものにつきましては、少し従前のパーセンテージ、あるいはこれまでの実績等々も踏まえて、設定させていただいているようなものもございまして、個別にできるだけ、かなり焦点が絞れた目標と、もう少しいろいろなことをやらないと達成できないような目標というようなことで、少しその辺は違いが出ているところがあるかと思いますが、その考え方につきましては、今ご説明したとおりでございます。

【分科会長】 ありがとうございます。では、どうぞよろしくお願いします。

【分科会長代理】 滅失だけ申し上げたんですが、例えば最低居住面積水準未満率ですね、これも一度、最低居住の面積をたしか単身世帯で18平米から25平米ぐらいにかなり上げたわけですね。そうするとやはり達成しづらくなるし、実際例えばうちの学生なんか見ても、ワンルームなんかに住んでいる方は21平米、22平米に住んでいる方が結構いらっしゃるんです。そういう意味でいうと、本当にゼロにするというのがいいのか、実質的に困っていない方を除いてゼロにするみたいな考え方もあると思うので、その場合にそれが解消なのか、それとも、実際にはさほど問題がないようにするという意味での数字の決め方をするのか、そういうのはもうちょっとやりようがあったかなという感じはしなくもないんです。単に感想ですので、お聞き流しいただければと思います。

【分科会長】 さらに何かご発言あればお願いします。

【事務局】 すみません。ご指摘のような点、例えば今の最低居住水準未満のいろいろな決め方というのは、ご指摘のように18から25という中で、例えば短期の居住の方は18でいいとか、なかなかちょっと一概にすばっと、こういう場合は、これは満たしていないんだとか満たしているんだというところがはっきりしていないところがございます、多分学生さんみたいなものがその23平米に住んでおられるのは、これはオーケーになるんじゃないかと思っておりますが、そういった意味で、確かにいろいろな意味ですべてが必要なかというところは、ご指摘の点はあるのかもしれませんが。これは従前から早期に解消ということで目標を立てているところもございまして、最終的にはもう少し、最低居住水準未満水準の考え方みたいなものを、もう少し全体的に今後しっかり勉強させていただいて、そういったところもしっかりと、ゼロなのかあるいは少し残ってもいいのかというようなことも含めて、今後勉強していきたいと思っておりますので、今回はこのようなことでできればと思っております。

【分科会長】 ありがとうございます。では〇〇委員さん、よろしくをお願いします。

【委員】 すみません、パブリックコメントにかかわっていないということなんですが、数字としても出てくるので、今の〇〇委員に続けてコメントさせていただきます。全体を通じて数値目標を入れているということ、また中で議論されたということは非常に評価されるべきことだと思います。ただ、2つの点で懸念がありまして、1つ目としては、今ご指摘がありましたように、数値目標自体の根拠が適切なものかということがあると思うのです。拝見していると、非常に進んでいないという側面もあると同時に、進んでいないところをどうするかということがあると同時に、中を拝見すると、成長戦略にあるからとか、閣議決定にあるからとかというのは、客観性を欠いていると思うんです。もちろん、その閣議決定なり成長戦略に至るまでに何らかの根拠があるべきなので、そこところを書かれるべきではないか。実績のトレンドでというのも、これも客観性には欠けているわけです。目標なわけですから。今のままやっていますみたいな、若干無責任なニュアンスもあるのではないかと。これが1点目。

それから2点目は、これは前からコメントさせていただいているんですが、予算との関係がやはりよくわからない。事業費を伴うものがどれだけなのかということが、もう少し記述に工夫がされてもいいのではないかと。これだけのことを全部する必要はあるのか、逆にこれで十分なのかということがわからないわけです。特に、これだけ財政赤字が厳し

い中で、予算が使えなくなったらどこをどういうふうに工夫して削るのかということが、発表ができなくてもやはり腹案があるべきで、優先順位づけが局の中ではあるはずなんだと思うんです。それを考えていないというのは思考停止しているところがあるのではないかと、若干懸念をいたします。こういう数値目標をつくるのは、PDCAがきちんと回るようにするためだと思うんです。その時に、32年までの数字なんですけれども、途中の見直しはあるのかないのかというようなこと、これまでややもすると国土交通省の政策はお金を使いたいだけ使って、気づいた時には手遅れの政策がかなり指摘されているわけですから、その予算取りの発想ではない工夫の面というのを何とかにじませていただくというようなことはできないかというのが、お願いであります。以上です。

【分科会長】 では、今のご指摘については、事務局いかがですか。

【事務局】 ありがとうございます。数値目標の根拠のところ、確かにいろいろと、閣議決定とかトレンドとか書かせていただきまして、目標を設定する際に、1つには、先ほども〇〇委員のご指摘がありましたような実行可能性というようなこと、新しい施策が何か出るのかどうかというようなことも踏まえまして、なかなか直ちにそうしたものが難しい場合には、これまでの施策の実施の中である程度淡々と伸びていっているものにつきましては、例えば共同住宅のユニバーサルデザインみたいな話につきましては、実績というようなことで話させていただいてございます。それから、当然のことながら、ご指摘のありました、閣議決定がされるに至るまでには当然、この程度の住宅戸数に対してこういったことをというようなことを考えながら決めさせていただいてございます。将来的な予算の話についてはなかなか難しいという中でどのぐらいの事業になるのかということも、内部的にはいろいろと議論させていただいているところでございます。そうした中で、特に優先順位みたいな話、これはいろいろとご指摘をいただいております。私どもが考えておりました、例えばそういうセーフティーネットみたいな話と、例えば市場の活性化みたいな話で、どっちが上でどっちが下というのはなかなか順番がつけにくいというようなことで、優先順位を直ちにこれというふうには言いがたかったわけなんです。本当に予算がこれしかないという時になれば、その時のいろいろな状況、今一番必要なものは、その時点での一番必要なものは何かということで、当然その時には市場整備が重要であれば市場整備のほうに少し多く予算を配分し、少し例えばそのセーフティーネットは抑えるとか、そういったようなことはいろいろなその時々状況に応じて予算要求し、あるいはそういう査定もそういう状況の中であるというようなことでございませ

て、常に一律の優先順位づけみたいなのはなかなか難しいという趣旨でご返事をしましたが、そういったことは常に頭に入れて考えながらやっていきたいと思います。

それから、大変恐縮でございました。説明を飛ばしましたけれども、本件につきましては一応、今から10年間の計画でございしますが、5年後に見直しということで、その本文の中に記載させていただいております。資料3の15ページでございします。従前も記載させていただきました、15ページの2の「政策評価の実施及び計画の見直し」というところでございまして、そこの中の下から2行目のところでございしますが、「今後の社会経済情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえて、おおむね5年後に見直し、所要の変更を行う」ということで、5年後に一応見直すということは記載させていただいております。説明が漏れてすみませんでした。以上でございます。

【分科会長】 さらにご発言は、いいですか。では、〇〇委員、お願いします。

【委員】 すみません、私も成果指標なんですけど、計画案のほうは既に何回も分科会で討論いたしまして、メールでも意見を交換させていただきましたので、特に言うことはありません。成果指標のところ、既に皆様方からご意見が出ていますが、その指標があまりにも並列的で、非常に全体のつながりがわかりにくいんです。特に、数が多いので全体のつながりがわかりにくくて、例えば最低居住水準のようなものは、実際には既存住宅の取得の促進や公的賃貸住宅の活用という政策に絡まっていて、特に直接的に何かそこに具体的な策をやっていくのではなくて、ほかの政策、指標の政策を整備していく中で自然とおのずと改善していきだろろうというようなつながりになっているようなものもあると思うんです。ですから、すべての成果指標が同じ並列的ではなくて、ある意味相関というか、入れ子になっているようなそういった構造のものもあると思いますし、まずそういった全体像が見にくいということ。あと一番痛感しましたのが、政策との関連が見にくくて、予算のということではないんですけど、例えば1つの政策が複数の成果指標に影響するというようなものもあるわけです。そうすると、何かこう、どの政策がどこにかかっているというのが非常に見えづらいような仕組みになっていて、じゃあ具体的にどんな政策が行われていくのかということも非常に見えにくくて。ですから多分、マトリックスみたいな形式になっていて、どういった政策で国の予算が必要なもの、あるいは国のガイドラインが必要な程度のもので、施策にも何かグレードがあって、それに対応して横軸として成果指標があって、どの成果指標がどの政策や施策によって埋まっていくかみたいな、何かそういった構造がないと、具体的にどんな政策が行われるのかというのがよくわからな

いということなので、できれば今後、こういったことを進めていく上で、政策を、非常に予算が必要なものから非常にガイドライン、そういったような誘導みたいな形で、幾つかの具体的な政策がどんなふうにかかわっていくのかというのが見えるような形式で議論ができるように、今後詰めていっていただきたいと希望いたします。それが1点です。

それと、あと非常に1つ気になっていますが、私はちょっと不勉強で教えていただきたいのですが、成果指標の2ページのところの①の安全確保というところの「地震時に滑動崩落による重大な被害の～」というところで、こういった情報提供ということの地方公共団体の割合という成果目標があるんですが、実際にこういった非常な被害の可能性の大きい造成地が存在する地方公共団体が全国に幾つあって、具体的にどの市町村がどういう状態にあるのかというのを、国交省はどの程度把握されているのかということをお伺いしたいんです。これを全く情報がなしに、ただご自身で地方公共団体に判断していただいて、もしあるのであればお作りくださいという成果指標であると、あまりにもその実効性がないということもありますので、具体的にどの程度把握して、どの程度指導なりあるいは協力を進めていくのかということをお伺いしたいと思います。

【分科会長】 では今のご指摘も即答でよろしくお願ひいたします。

【事務局】 最初のほうのご指摘でございますが、政策との関係ということでございます。すみません、4ページ以降でご説明しまして、全体のどんな目標にどんな指標がぶら下がっているかというのは、今見ていただいた2ページ3ページに掲げさせていただいてございまして、あと本編のほうには指標があつて、その下に施策がついているんですけども、しっかりとしたもの、わかりにくくなって大変恐縮でございます。一応達成の考え方というところではこんな施策をとということで、少し簡略化され過ぎておつたかもしれませんが、一部施策を書かせていただいております。説明は全部省略させていただいたんですが、今の考え方の下にこんな施策を使ってというのは一応書かせていただいたんですが、もうちょっと詳しくものをということだと思ひます。今後、そうした観点を踏まえて、またいろいろとわかりやすい資料の作成に注意していきたいと思ひます。

それから2つ目でございますが、従前、なかなかその箇所数を、最初これぐらいの箇所数をこれぐらい減らしていくというような目標を立てておつたわけですが、これ当初、いわゆる中越地震があつて、急遽それを、この滑動崩落を一生懸命やらなくちゃいけないということで、推計でその箇所を出しました。その推計を実際に事業をやつていこうとすると、実際にそうかというのはその都度調査をして進めていくというようなことを検討して

おったわけでございますが、中越地震で崩落したような地域のみにつきましては、そうした情勢ができたんですけれども、なかなかその他の地域に行きますと、そこが安全かどうかというのの調査そのものが、なかなか住民の方々のご理解が得られなくて進まなかったというようなことがございます。ですからある程度理論的にはそういったところが危ないんじゃないかということはわかっておるわけですが、しっかりと調べに行って本当にそうかというところまでは至っていないというところが結構多かったものでございます。それで、なかなかそれですと調査も進まないということで、これにつきましてはそういうハザードマップを、できるだけ自治体がいろいろな住民と、いろいろな関係が密だということで、自治体のほうでハザードマップをつくっているものを、公表しているようなものを増やしていくと。ですからある意味、ある程度わかっているんで自治体さんとはいろいろと相談しながらやるんですが、最後の住民とのところはできるだけ自治体に入っていて、そういう情報を明らかにしていっていただいて、そういうものを国としてはお勧めして増やしていくというような形で資料をつくるというようなことで、これは社会資本重点計画のほうの計画で決められておる指標なんですけど、そうしたようなことで指標が少し変わっていったような経緯もございまして、ですから完全にすべて国が把握しているという状況ではないんですが、ある程度わかっているんで地方公共団体と相談しながら進めているというような状況にあることをご理解いただきたいと思います。以上でございます。

【分科会長】 さらにご発言されますか。

【委員】 いいです。

【分科会長】 大丈夫ですか。また、時間はまだありますので。では、多分2巡ぐらいできると思いますから、どうぞ。

【委員】 じゃあ、続いて。

【分科会長】 ではよろしく申し上げます。

【委員】 また指標ですみません。同じようなこともあるんですけども、1つは5ページのところの省エネのところなんですけど、「二重サッシ又は複層ガラスの設置を必要とされる地域」という言い方が書かれているんですけど、つまり地域によってはそういうことをちゃんとしていただかないと困るのに、目標というのは全国平均的なというか、この数字の意味がきちんとならないうと、目標としての意味がよくわからない。特に住宅は、私何度もここでもお話しさせていただいていますように、地域によって全然、ある性能を達成する方法、あるいはその気候条件とかによって必要な性能というのは変わってくるわけで、

そういったところがもう少し重要なんじゃないかと思うのが1点。

今の、災害のハザードマップの話が出ていましたけれども、こういうのは1戸1戸の住宅が、例えば耐震性能を上げるという1戸の建物で対応する問題と、それからそこを移らなければならないというのは、土地利用上の対策をとらなければ解消しないような問題とあって、それは密集市街地も同じだと思うんですが、そういった個々の住宅というんですか、建物でできることと、エリアとしてやらなければいけないことというものが結構まざって、同じ問題として議論されているところがあって、その辺非常にわかりにくいんですが、その辺はどういうふうにお考えになっているのでしょうか。

【分科会長】 ではどうしますか。まず〇〇課長さんお願いします。

【事務局】 最初の省エネ性能の評価でございます。これは、二重サッシまたは複層ガラスだけを重視しているということではなくて、あくまで現在の住宅統計調査の中で、現在実際に調査をしている項目について調査をして、それで全体の住宅の省エネ化の指標を、全体の傾向を見ようというものでございます。新しくまた調査を起こして、日本全国の省エネ性能の、省エネ対策の状況を新しく調べるというのは、財政的にも非常に厳しいので、現在の調査の中で見られる項目で全体を推測しようということで指標に挙げているというものでございます。

【分科会長】 では事務局からお願いします。

【事務局】 すみません。それから大規模盛土造成地のほうの話でございますけれども、先ほど数字を申し上げなくて恐縮だったんですが、一応宅地ハザードマップを公表作成すべき地方公共団体の数としては、125ほど、当省で把握しているということでございまして、そのうちの、今のところ公表済みのところは7つ程度ということでございます。ですから、かなり個別のところまでは確たるものはないんですが、そういうハザードマップをある程度、大規模盛土造成地だというようなことで、危険ではないかと思われるようなところまでは把握しているところが125地方公共団体ということでございまして、そうしたある意味、盛土造成地全体の話としてここは考えていると伺っております。

【分科会長】 以上でよろしいですか。はい。何となく、皆さんいまいち納得がいかないような顔ですから、またさらに続けてやりたいと思いますが、いかがですか。ではどうぞ。

【委員】 すみません。今のハザードマップのところ、それだけ具体的に把握されているということは、まあ他にもたくさん、床上浸水その他たくさんハザードマップの種類

があると思うんですが、議論の中では、例えば介護施設とか、そういった非常に災害弱者のような方たちとなり得る可能性があるような施設を、そういったところにつくらないということがあると思うので、そういったほかの省庁との連携も必要だと思うんですが、そういうことがわかっているのであれば、既にハザードに関するきめ細かい情報を、省庁を超えて、あるいは地方公共団体と連携していただいて、そういうところにあえて新しくつくことは少なくともやめていただくということを徹底していただくような仕組みというのはできているんでしょうか。

【分科会長】 これについてはいかがですか。

【事務局】 すみません、ハザードマップのいろいろな連携、いろいろご指摘をいただきまして、いろいろなハザードマップがあつて、以前ご指摘いただきましたけれども、そうしたものを省庁、いろいろな部門ごとにつくるのではなくて、一緒になってつくるといふことにつきましての議論というのは、かなり進んでいると聞いてございます。ただ、もともといろいろな地域によって、土地利用規制がかかっていたりかかっていなかったりするようなものがあるかと思ひまして、おっしゃっている例えばセーフティーネット的な施設がその地域で禁止されているか、あるいはそういうことになっているかといふところについて、ちょっとすみません、知識がないので直ちにお答えできません。聞いてまいりますので、少しお時間を。

【分科会長】 次回の時でも結構ですが、あと1つ関連して、たしか五、六年前でしょうか。呉とか広島で土砂災害が起きて死者が出たりということで、主に河川側から立法したと思うんですが、その際にやはり家の立地とか含めて、国としていろいろ検討されていたと思うんですが、その後そういうものとか、それからこの間、あれ去年でしたか、山口県でやはり土砂災害で介護施設でやはり死者が出たりといろいろありますので、そこら辺のこういう急傾斜地と開発許可の基準になるかもしれませんが、少し何かご説明できるようなことがあれば、少し次回にでもお願いしたいと思ひます。

【事務局】 すみません、もし間に合わなければ、次回の宿題ということでご了承いただければと思ひます。

【分科会長】 では、さらにご発言のない方からご指摘ご質問……。では〇〇委員、お願いします。

【委員】 質問ではなく感想、コメントです。実は私、年末にいただいた案に対して、10ページ弱くらいなんですけど、かなり意見を出させていただいたところ、一部は今日の

案に入れていただいて、事務局から大変丁寧な回答書もいただいております。その回答はどうだったかという、細かなことはともかくとして、基本的にこれで大丈夫だ、問題ないという趣旨で、私がかかなり大胆に提案したところについては、まだ国民的コンセンサスが得られていないとか、それから緊急性がすごく高いのではないかといったところは、それは別途で検討しているのでご理解いただきたいということでした。そういう意味で、今日が最終ということなのですが、これで政府案として住生活基本計画の見直し案は自信を持ってということであれば、計画というのは未来形なので、幾らここで言っている意味水かけ論だと思ってしまうんですが、私は一国民としては、非常にある意味がっかりというか、それからこの近未来5年間のことを思うと、本当にこれで大丈夫かという懸念を持っているというのは、どこかにきちっと記録としては残していただきたいと思います。以上、感想です。

【分科会長】 審議会の議事録は永久保存で公開されていますので、ぜひその一番のポイントとなる点があれば、ぜひご発言いただければ、きちっと残りますので、よろしくお願いいたします。

【委員】 幾つかあるんですが、まず計画というのは、やはり国民に対して、こういうことに対してちゃんとやっていこうというビジョンが必要だと思うんです。それで、直近5年間ということだと、もし私が政策立案者であれば、人口と世帯が縮減していく中で居住システムをどう再編していくのかというのが第1のテーマ。それから第2のテーマは、団塊世代が完全リタイア、つまり65歳を超えて、1,000万前後の人が税負担をし、一生懸命第一線で働いていたところから完全リタイアに移るところで、居住の受け皿をどうするのかというのが第2点。第3点は、居住のセーフティーネットの、「住宅」ではなくて「居住」のセーフティーネットの拡充と重層化というのが喫緊の課題だと思うんです。そういうビジョンを掲げて、それに向かってどうやっていくのかということをきちっと示すということで、先ほど〇〇委員がおっしゃったことで言うと、私は優先順位を明確にした施策の実行というのを、一番最初のポリシーとして掲げたらどうですかということもご提案したんですが、先ほどのようなお考えということなので。その辺、るる言ってしまうと細かなことがあるんですが、一応書面にして回答書もご用意いただいているので、もしご関心があれば皆さんそれを見ていただければいいんじゃないかと思います。

【分科会長】 今のご指摘について、ご発言をポイントで少しご披露いただけるとありがたいので、いかがでしょうか。そうすると、その回答書を見ずに大体この議事録でポイ

ントがわかるということで。

【事務局】 すみません、ご指摘のように、人口と世帯の居住システムをどう再編していくか、他のいろいろ、〇〇先生だけではなくて、各委員を回っていく間に、これからの世帯数の減少あるいは人口の減少という中で、なかなか居住、例えば空き家を出すのではなくてもう空き家を出さない工夫という中で、こういった地域には、例えばもう住まないですとか、あるいは少なくともそういった地域に建つものに対しては支援をしないとか、いろいろなご意見をいただいたところでございます。私どもとしても、将来このまま少子化が進んでいきますと人口が減ってしましまして、そうした住宅そのものが、今でも空き家があるわけですから、それがどんどん増えていくのではないかと、そういう例えば建築制限みたいなこともしたらいいんじゃないかということは、ご指摘を受けまして、また受けるまでもなく、ある程度考えてはみたところでございます。ただなかなか、今ある地域において支援はもうしないというようなことを、なかなか政策として実行していくのは、直ちには少し難しいのかなということで、今回はちょっと記載を抜かせていただいております。

それから、団塊世代がリタイアされていくということで、そういった方々の居住、あるいは居住のセーフティーネットのところでもいろいろご指摘いただいたのは、今、公的賃貸住宅までのことは書いてあるんだけど、それよりもちょっと少し下のというか、いわゆる生活保護世帯の方々のそういう住宅の問題、生活保護施策も絡んで、さらにその住宅だけでなく、そうした方々の生活も含めてというようなご指摘をいただいております。これにつきましても、私どもとしても、今までの住生活基本計画の中でいろいろ議論をした時に、生活保護ということになりますと別の役所がメインになっていろいろ議論しているようなところもございまして、私どもとしてはそうしたところと連携をいろいろ図って施策を組み立てていくというところまでなのかなということで、大変恐縮でございますけれども、そんなお話をさせていただいているところでございます。

ご指摘はそもそもごもっともでございますので、施策の実行に当たりましては、そうしたことを念頭に置いて、また各府省との連携に当たりましてはそうしたことを念頭に置いて主張し、やっていきたいと思っております。大変恐縮でございました。

【分科会長】 住宅政策の期待と現実の落差がやはりあるということのご指摘ですが、1つは、多分事務局からはお答えできないと思っておりますけれども、今、実は社会資本整備審議会そのものの審議の中で、基本的な政策判断は逆にあまり議論しなくていいとい

うのが政権党としての方針もあるので、多分それでやや事務局が萎縮しているという部分はあるだろうと、私は勝手に思っております。勝手な推測ということでございます。さらにまた後でぜひご発言いただきたいんですが、では〇〇委員さん、よろしくをお願いします。

【委員】 小さなところなんですけれども、具体的に書かれているとちょっと目にとまるもので。目標1の中で、ユニバーサルデザイン化の推進というのが、本文にもこの資料4のほうにも出ていまして、数値がどうのではなくて、「共同住宅」から、「道路から各戸までの」、この文章なんです、玄関から云々と書いてあるんですが、これいつも住宅局的視点でして、ページでいうと資料4の2ページ目です。本文なら5ページ目に出ているこの文章なんです、これ結構、実務をやっているといつも矛盾なんです、単体規定でこういうことの指導をかけているんですが、本来であればその一步外の道路も含めて町としての集団で見えていかないと、実効性が本当に希薄な文章なんです、これ。敷地境界から玄関までがユニバーサルであればいいという、現実的な指導もこれでかかるんです。ところが一步道路に出ると、全くそれがユニバーサル化されていないというのが現状で、確かに敷地から少しづつよくなっていかなければいけないというのもわかるんですが、ちょっとあまりにも具体的に書くと、ちょっとそれはもう少し住宅局的文章で、国土交通省としての文章とするなら、もう少しエリアでのユニバーサルのデザインという推進に書き方があるんじゃないかなというのが気になりましたが。

【委員】 すみません、同じようなことで。

【分科会長】 わかりました、では関連で、よろしくをお願いします。

【委員】 さっき個別で対応するのか、もうちょっとエリアとしてちゃんと考えるのかという話をしたかと思うんですけれども、景観のところ非常に表現が気になっていまして、例えば4ページですが、何か勝手に景観ができるみたいになって感じるわけです。「美しい街並み・景観が形成されるなど」という。本来、景観とか街並みというのは住宅をどうつくるかとか、どういうふうに管理するかとか、どういうふうにメンテナンスするかというものが景観になってくるわけですし、勝手にできた景観の中に住むというのは非常に住宅を商品として供給しているようなイメージがすごく強くて、もう少し住宅でまちをつくっていくとか、そういうような発想が要るのではないかというのは非常に、景観関係のところの表現は全部そうなっているので、大変気になりました。

さっき、〇〇先生がおっしゃっていることにも近いと思うんですが、国として言うことによって、それぞれの地域はそれぞれの地域的解決をやっていくこと、施策を考えていく

ことができると思うんです。ですから、こういった住宅というものはどういう社会的役割なのかとか、あるいはさっき縮退の話出ていましたが、縮退ということを実際の問題として考えて居住システムを変える。その中では、そういった建てられない、建てない、あるいはここをどうしていくかということをもって住宅というものを、住宅供給を考えていくということを国が出せば、地域はそれぞれ事情が全く違いますから、既にもう困っているところもいろいろあるわけで、動きやすくなると思うんです。そういう意味での、さっき〇〇先生おっしゃられたことの意味というのは非常に大きいことではないかと。私もいつも地域のお話しさせていただいていますが、非常に状況の違う中で、そういった方針が出ることによって地域的選択というのはやりやすくなっていくと思うんですが——そういった組み立ての問題だと思うんですが、この役割というかこの計画の——そういったところをもう少し、今のこのままでいいのかなというのは感じるところです。

【分科会長】 ありがとうございました。まず、〇〇委員ご指摘の点については、事務局でご発言ございますか。

【事務局】 そうですね、ご指摘のように道路から各戸までということ、これは従前からそういう言い方をしておりまして、縦割りといえば縦割りなのかもしれません。一般的な道路のバリアフリー化みたいな話というのは、道路そのもので一応基準を設けておりまして、これ社会資本重点計画とかには書かれているんですけども、道路でバリアフリー化しますと。それで、道路から各戸の玄関までは住宅のほうでユニバーサルデザイン化しますというような形でなっております、全般的には一貫通貫になるようには2つ合わせればなってくるんですが、ある意味でこの住宅の範囲の中での書き方ということでこうなっているのではないかというふうに考えておりまして、把握しているのもこういった形の中での把握の仕方をしているものですから、道路は道路で多分全体としてやっけて、ご指摘、例えば道路は何%、例えば住宅は何%になっていたとしても、そこがもしかしたら完全につながっているかどうかまたわからないというようなこともあろうかと思えますし、そういうもうちょっと全体としての形をとすることはよくよく、考え方としては非常に理解もできますが、今、指標としてはこういう形で取っているものですから、ほかのものを直ちにというのはちょっと難しい状況になっていますのはご理解いただきたいです。すみません。

【分科会長】 あとさらに〇〇先生がご発言しましたので。

【事務局】 景観のところで、書きぶりについてのご指摘をいただきました。「何々がさ

れる」などというような文言は多分あちこちに出てくるのかと思いますが、どのような書きぶりがよいのか、そこはもう少し議論してみたいと思います。

【分科会長】 わかりました。それで、今日の議事進行的には、まだ時間はかなりあるんですが、ある段階で実は、本日はこの資料2の本文の加筆をするかどうかというのが1つポイントになりますので、各委員のいろいろなご意見を踏まえて、この場で少し時間とりますから、事務局で若干加筆提案があるのであれば、この場で基本的にある程度お話しして、その上でぎりぎり60点かもしれませんが、合格点を得られればパブコメにかけたらいと。59点ですと不可になりますので。と思っておりますが、まだしばらくこういう形ですと各委員のご発言を伺いたいと思います。それから、指標についてはやはり、事務局は随分ご苦勞、努力されているんですが、このようなことこそやはり1回、私も前もお話ししましたが、筑波の研究官を総動員して、こういう指標の意味とか、それから統計上はこうなっているのをこれで代替しているとか、いろいろな意味があると思うんです。これはやはり、筑波の研究官にもうとにかく、1人2項目ぐらい持たせて、我々にぜひこの指標の意味とか、レポートとしてぜひ、ある時に出してほしいなと思います。それは皆さんの行政実務上もやはり、多分そういう検討は必要だと思いますので、その場合には、将来的には統計資料を一部組みかえるかという議論にもなると思いますし、これを参考に、自治体レベルだったらこういう指標を取ってくれればどうですかとか、いろいろなことがあると思いますので、大変今日は指標についてのご指摘が多いので、今日の中でいろいろ、その場で議論はしにくいと思いますが、ぜひ今日の中の各委員のご指摘については、中で少し検討して生かしてほしいと思います。

では、またいろいろご発言賜りたいんですが、いかがでしょうか。非常に細かな修正意見でも結構ですし、大きなことだと、あまり大き過ぎるとちょっと受けとめる事務局で困ってしまうかもしれませんが、いかがでございますか。では目が合ってしまったのでよろしくをお願いします。

【専門委員】 専門委員でもよろしいでしょうか。

【分科会長】 どうぞどうぞ、ご遠慮なく。

【専門委員】 資料2の7ページの③「低炭素社会に向けた住まいと住まい方の提案」という部分が今回新たに加わった部分ということで、多分別途検討されている住まい・住まい方会議の最終的な書きぶりと、最終調整はされてフィックスされるんだろうとは理解しておりますが、非常に画期的な内容が入ったなというのがまず感想であります。

で、非常に細かいところで2点ばかりありまして、まず1点目は、分科会長も今まさにおっしゃった統計調査の充実という視点が、特に今回ここに新しく加わった部分の指標が、例えば住宅・土地統計調査の平成20年で、窓ガラスについては細かく、より充実し、ようやくしたところですが、実は壁の断熱については見ていないとか、こういうことをあわせて実は関連した統計も少し充実していかなきやいけないというのか、何かこう、どこかで語られていてほしいというのが1点です。

それから2点目は、非常に言葉じりをとらえるような指摘なんですけど、同じ7ページの「基本的な施策」の最初の○のところで、既存住宅については支援等を行うということで、その前段、新築住宅については義務化と誘導水準の導入等を行うということで、この文章をそのまま読みますと、新築住宅については支援は考えていないようにちょっと受け取れてしまうと感じました。一方、今日パブコメの対象ではありませんけれども、資料4の5ページの表の一番上の枠とか下のあたり、目標、右上がです。この辺ですと、例えば住宅エコポイントの平成23年度末までの延長とか、こちらの資料を見ると新築は置き去りじゃないというので安心感はあるんですが、ここは公表されない部分なので、資料2の7ページの読みによると、新築については何も支援なしで、ある初期投資を国民に負担していただくだけで、本当にうまく進んでいくのかなというところがちょっと気になりましたので、非常に表現上の細かい話でございます。以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。今、2点ご指摘ありましたのでご発言お願いします。

【事務局】 まず、統計の充実についてでございますけれども、一応現在の住宅・土地統計調査の中で、二重サッシ・複層ガラスについて調査をしておりますので、これの状況と、省エネ全体の進捗状況、ある程度強い相関関係があると思っておりますので、当面はこれでやらせていただきたいと思います。どうしても不足する、なおかつ施策をつくる上で新しい状況を調査しなければいけないという状況が生じた場合には、統計の組み替え等はその時に考えたいと思っております。

それから2点目のご指摘は、非常にこれは根本に関わる話でございます。意図的に、ここは新築に関しては財政的な支援は書いておりません。逆に、既存住宅については、規制をかけられない以上は、促進策として支援が必要だという、そこは書き分けをしたつもりでございます。もちろん新築住宅について、適合義務化を導入するまでの間に、そのリーディングタイムの中で、非常に限られた効果を見ながら限定的に支援をすることはあり得

と思います。例えばエコポイントがそれだと思っておりますが、義務化した後まで財政的に支援をし続けるということは基本的にないと思っておりますので、そういう意味ではここは意図的に書き分けておりますので、ご趣旨をご理解いただきたいと思います。

【分科会長】 ありがとうございます。ほかの委員の方々から……では〇〇委員さん、よろしくをお願いします。

【委員】 法律論の観点からいうと、あまり言うことがあるようなないような感じであるんですけども、ちょっと気になっているのは、この住生活基本計画というものなんです。行政計画の中の全国計画で、しかも中長期に関わるということで、基本的には役割は何かという、ビジョンを示すということなんです。それは相当程度抽象性を帯びていて構わないというか、そういうものでないと恐らくはあまり意味がない、かえって意味がないというようなことがあるんだと思うんです。今まで出ていた議論というのは極めて個別的なご指摘が多かったと思うんですが、それは純粋にこういう計画を住宅局がつくっておられて、既存の行政組織を前提にしているために、そのためにどうしても具体的なことをバンドルするような形で計画ができてしまうということがあると思うんですが。何が言いたいかといいますと、もともと住生活基本計画そのものにあまり過度な期待をしてはいけないといいますか、そういうようなものでは本来ないのではないかという感じがありまして、もし本当に直球で何かやろうとすると、多分いろいろなたてつけを全部変えないと、根本的な議論というのは恐らくできないだろうなと思っているんです。そうしますと、この計画については、ざっと拝見しまして、もちろん文章としての完成度とか美しさみたいところは、そういうことを要求するようなたぐいの文章では多分恐らくないので、どういうところが重要かというところがパーツとして入っているかどうかというあたりで議論するというのが、1つの現実的なやり方なのかなと思ったりするんです。

特に住宅政策というのは、〇〇先生のご意見もあったんですが、基本的には建築領域とまたちょっと違って、要するに住宅を少しずつよくしていきましょうという、そういうタイプの問題で、消極的な政策か積極的な政策かという、よりよい、グレードアップしていくという話なので、その意味では緊要度というのはやや低いだろうと思うんです、国家目標としましては。もう少しいい世の中になったらいいねというタイプの、そういう政策であろうと思うんです。そうすると、計画を立てて数値目標を出すんですけども、要するに達成したから何だという話もあって、達成できなかったら本当に何かものすごい困ることが起きるのかという、ちょっとそこは違っているのかなと思っています。それ

は基本的に、住宅政策というのは民衆関係の話だということがありますし、それから積極的なそういう施策を施行していくタイプの問題であるということなので、有用度はかなり限定されてくるのかなと思ひまして、そういうものとして見ればいいのかなど。それから、計画の担保ですよね。計画を一応数字目標もセットした上でどういうふうを実現していくかということについては、これはどうも見ていると、税金の優遇措置をすとか補助金を出すとか、あるいは何かしら規制緩和的なこととかあるいは規制強化もあるのかかもしれませんが、そういうことで、ちょっと手段自体も非常に間接的ということがありまして、そういう歩どまりの中で議論すべきものではないかなと思ひて、ちょっとこう、あきらめの境地ではないんですが、何となくそういう感じがしております。

で、ちょっと気になっているのは、最初のところで、「はじめに」のところで、憲法25条について触れられているんですが、別に25条という言葉を出すことに異議があるわけではないんですが、やはり住宅政策については2つ、トレンドとしては大きな流れがあり得るんだと思うんです。福祉政策としていくのか、それとも経済成長的なところを考へていくのかという、その2通りがあって、もちろん両方やっていくということではあるのかもしれないんですが、基本的な、それこそ哲学ベースの話でいうとどっちに振るのかということがあり、25条的な議論というのは、これはまあ最低ラインのところですので、一応国の施策としては出していくというのはもう一応あるんだけど、発展性のある話では全くないので、むしろ共通していくべきは、そちらの発展性のあるところについて、どういう有効なツールを出していくのかなということがあります。この点は、この計画自体もかなりごたごた、両方がまぜこぜになって書いているという印象はあります。

あと、これもコメントですけれども、内容的に、個人的にそういう意味では極めて重要だと思ひるのは、こちらの資料の新旧対照表のほうですと、5ページの(5)で、他分野との連携というか総合的な施策展開をするというあたりで、特に医療とか介護とか住宅の話とかというのは、既に相当程度やっておられるんだと思うんですが、どうせだったら、数値目標を本当はこっちのほうで出してほしいというのがあって、何かこう、人的な交換みたいなこともやっておられるのはわかっているんですが、こういう分野でもう少し具体的に、本当にどういうふうに進んでいくのかというあたりの具体像みたいなのがあると、連携してやっていきますというだけでは連携することにならないので、そこの道程が少し見るといいなと思ひて、この辺は少し本気で進んでいただくといいのではないかと思ひます。

それから個別問題としては、9ページ目で老朽マンションの話がございませけれども、これなんかは本当にまちが破壊されるといいますか、本当に廃屋が増えてしまいますと大変なことになるだろうと思ひまして、耐震化の問題もさることながら、ああいう中程度の結構大きい建物がずっと残ってしまつてゴーストタウンになってしまう、ゴーストタウンといふかゴースト建物になってしまうといふようなあたりについて、私的な私有権に対してどうやって規制を、規制といひますか公権力の行使をしていくのかといふあたりがコアの話なので、そういう大事な話をもつと特化してやっていったらどうかと思ひております。

いろいろあるんですけれども、全体としては、これ基本計画、あんまり一生懸命つくつてもちよつとしようがないといふか、あまり拡充していくような話は恐らくないですね。なので、文章が増えるのはよくないことで、もつと短く、しかもやるべき、やらなきやいけな任務といふのは非常に少ないはずで、そつちに特化してやっていくといふ方向性で、私は考えるほうがいいんじゃないかと思ひるので、いろいろな意見をどんどん入れていくと大部になつてしまつて、意義自体がかえつて薄まつてしまふといふところがあるので、これは少し行政計画の性質みたいなところから含めてコメントとして申し上げたいといふことでございませ。

【分科会長】 ありがとうございます。事務局でお答えはいかがでしょうか。

【事務局】 いろいろと貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。ご指摘を踏まえて考えていきたいと思ひますが、特に幾つかお話がありまして、例えば福祉施策的なところと経済成長みたいなのが混ぜこぜではないかといふことで、これはいろいろな委員の方々からもご指摘を受けているところございませ、ここの施策の展開のところにも書かせていただいておりますように、基本的には市場重視といふことでございませ、市場にのつとつてやっていく。民民といふお話もございませ、そういうものでございませるので、そうしたところを重点的にといふことでございませ。ただ、それだけでは進まないといふか、セーフティーネットといわれているところが一番根本的なことでございませけれども、それだけではなくて、現時点ではそういう第一次所得者層の購買力が低下しておりますとか、いろいろな経済状況等々もございませるので、そういったものを踏まえて少し、福祉といふところまではなかなかいかないかもしれませんが、そうした市場の分の修正みたいなものも少しつけ加えさせていただきます、施策展開のところでも効率的な施策展開ですとか需要に応じた施策展開といふようなことを追加させていただきます。

それから、他分野との連携につきましては、いろいろ個別の施策のところ、例えば厚生労働省との連携のところ、高齢者住宅の供給ですとか、あるいは低炭素社会に向けた住まい方といったようなことで今、3省庁連携で住まい方のビジョンをつくって検討しておるとか、いろいろなことを踏まえたその普及啓発を図るとか、そういったような事柄を一部書かせていただいておりますが、ご指摘の成果指標というところまでなかなかそれを持っていくのが、直ちにはちょっと連携できておりません。そういうことも、将来どういったことが可能なのかということを含めて、念頭に置いて検討していきたいと思っております。連携につきましては、一生懸命やっていきたいと思っております。

老朽マンションにつきましてはご指摘を踏まえて、我々も今後大変なことになっていくと考えてございますので、なかなか区分所有法の関係とか法律的な問題で、各省の中で話が進まないようなこともございますが、我々としてはしっかりと調整していきたいと思っておりますので、またいろいろご指摘ご指導いただければ幸いです。よろしくお願ひします。以上でございます。

【委員】 1点だけいいですか。

【分科会長】 ではどうぞ。

【委員】 例えば、生活支援施設を併設している率とか、それからバリアフリー化率がどうかというような議論というのは、ちょっと福祉的な機能を持ったそういう住宅がどのくらい増えているかということだと思わすけれども、結局はその施設に着目している、人間的なものであるかということですよ。例えば介護職員なら職員がいるとか、あるいはどういうのが思いつくんですかね。もうちょっと政策とリンクした形での指標みたいなどころがあるといいのかなと思つていまして、ただそうすると、例えばこの審議会だけではなくて、まさに厚生労働省さんなら厚生労働省さんとの間でどういう仕組みを、指標を設定するセクションというのを何かつくらなきゃしょうがないとあって、そんなことになるんですかね。

【分科会長】 今のご指摘に対しては、新旧対照表の5ページのところですが、URの東綾瀬や南日吉などの実例をこの中でも取り上げたように現地視察しております。ですから、統計的に取ろうと思えばやれないことはないもので、例えば三大都市圏に限定して、一定規模以上の公的団地、つまりURとか県営、それから公営住宅の建て替えに際して、介護施設をいかに導入したかと。すると非常に母数が減るので、しかも導入できるのは一定規模以上の団地でしかそんなことできませんから、それは国土交通省自らそのつもりであ

れば多分、統計把握は決して不可能ではないと。都道府県の協力が得られると思うんですね。だから、例えば最近5年間で南日吉の団地のようなケースがどのくらいあったのかと。それから何もなかった割合はどうなのかというのは、やろうと思えば取れると思うんですよ。それを多分国としては、今後はもうちょっと増やしたいと。それから、UR自身が管理している団地のほうはどうなのか、やや不透明な部分もありますが、仮にUR団地が民間売却になったとしても介護施設を導入しなさいと、売却の際にそういう条件をつければいいわけですから。いずれにしろ、種地は公的な既存団地の建て替えしか、ほとんどもう土地は出てこないのは、もうだれが見てもわかっている話で、しかも建て替えすればまた新たな人が住み続けるわけですから、そこら辺は工夫しようと思えばできないわけでもないんですけれども。今回何とかパブコメ期間もありますので、頑張って対応しようということで、高齢者住まい法も改正しますから、非常に目玉の部分なので、頑張るか、5年後の時に、〇〇委員のご指摘、それから〇〇委員のご指摘、いろいろあります。いろいろ注文がついているので、5年後、次回の改定の時に少し考えようかということにするか、はっきり言うとそういう割り切りですが、事務局はいかがでしょうか。

【事務局】 今、生活支援施設を併設する公的賃貸住宅団地ということで、公的賃貸住宅団地が高齢者支援施設ですから、そういったようなものはご指摘のようにある程度把握ができるだろうということで、新しく指標として追加させていただき、記載させていただいているところをごさいます、それはもう、まだちょっと、先ほど申し上げましたのは、パーセンテージにつきましては、一応25ぐらいでいけるとっておるんですが、特にこれ、都道府県の公営住宅とか、いわゆる都道府県の意見聴取というのをパブコメと並行して、この計画についてはやることになってございまして、そういったところで多少、実際にやる方々がどんな感じかというので出てくる可能性はあるということで、ちょっと検討ということで申し上げさせて……。一応指標としては伝えていきたいと思っております。

【分科会長】 わかりました。それで、まだご発言ない方からも、これでいいとか、60点だとか80点でも何でもいいんですが、伺った後で、ちょっと5分ぐらい休憩をとります。それで、関係課長さん達でこの場で適宜ご相談いただいて、今日も各委員からいろいろご指摘いただきましたが、基本的にはこの資料2に対して、多少なりとも加筆修正のご意思がもしあれば、この場で多少、細かな字句は別として事務局からお話しいたいて、それで一応それをもってパブコメかけるかどうかのお諮りをして、60点は取りたいと。人によっては70点かもしれませんし、59点以下にならないようにということで、今日

は確認とればいいと思いますので、一応そんな進行にしたいと思います。

【委員】 すみません。

【分科会長】 ではまずどうぞ。

【委員】 すみません。先ほど冒頭に、これでよいと思いますと申し上げたんですが、皆様のご意見をいただいている、非常に例えば補助ですとか指導その他を、地域の実情に合わせてグレードをつけなければいけないということも大切ですし、ありとあらゆるところに同じように手当てをしていくというのは非常に無駄も多いということも皆さんよくご存じで、ただそれがコンセンサスがとれていないし、非常に政治的にも難しい問題だということもよくわかります。例えば、資料2の4ページのところで、6番の「地域の実情を踏まえたきめ細かな施策展開」というところがあるんですが、このところに例えばエリアマネジメントということを入れていただいて、その地方自治体あるいはその地域として、しっかりした将来の町、その生活環境に対するビジョンをもってきめ細かな施策展開をしていくことが必要なんだよというふうにしていただければ、その地域でしっかりとしたマネジメントができていなければ、あるいはまだだから、足りないからもっとやってから補助しますよとかといった、そういったことにもつながると思うので、例えばその(6)の上から3行目の「総合的かつきめ細かな」というところにエリアマネジメントを入れるとか、あるいはまたその下2行目の、2つ下なんですけど、「地方公共団体による施策」というところの前に、エリアマネジメントなどに基づく体系的な施策の実施を支援するというので、そういった形で無駄がなく必要なところにきちんと手当てをしていって、何が必要かはきちんと地方自治体で決めていただかないとだめですよといった、そういった姿勢を打ち出すというやり方も1つとしては手はあるなと思ひまして、ご検討いただければと思います。

【分科会長】 ではどうぞ。

【委員】 出なければいけないので申しわけないですけども。皆様のご議論を聞いていて、住生活基本計画、全国計画に関わってよかったんだろうかという、ちょっと今、責任というか、大丈夫なのかという不安感があります。今日はもうまとめなきゃいけないということだと思ひるので、私は中座をしますので、最後に1つだけお願いとしては、文章ですが、何とかと「ともに」というのがすごく多い気がします。それを何とかならないか。それからもう1つ、「推進されなければならない」とか、「必要と認められる」とか、「形成される」とか、受動態で書いてある。だれが主体的に意見を持ってやっているのかということを知りたくしていると思ひます。そのくらいしか申し上げられないんですが、

審議会が出た意見というものを何らかの形で生かす方向で計画を見直していくというような、そういう文章が入るかどうかわかりませんが、かなり書かれている計画と、今出ている意見というのは違うと思います。正直申し上げて。なので、何らかの形で見直しをされるということが担保していただきたいということ。

それから最後に、非常に余計なことなんですけれども、分科会長が事務局をかばわれて、政権党の意向を踏まえて事務局が遠慮した、というようなご発言がありましたが、そんなことはする必要はない。もしできるなら。政治的で身勝手な裁量を避けるために官僚制度があるので、客観的で中立的で継続的な政策をするために審議会も開いているんだと思うんです。ですから、そこのところはよく分離したほうが良いと申し上げておきたいと思えます。すみません。

【分科会長】 ありがとうございます。まず、最初のご指摘についてはいかがですか。

【事務局】 今ですか。

【分科会長】 ええ。まず2番目については、それは私も含めて……。

【事務局】 エリアの……。

【分科会長】 ちょっと待ってください。きちんとした政策はきちんとそれは主張して提案すべきだということで、それは分科会長を含めて我々に対してそういうご指摘だということで、それは真摯に受けとめたいと思います。1番目は文章の修文の問題なので、少しやや逃げの姿勢の受動的に書いているということについては改めてほしいと、全体を、ということなので、それは可能かどうかというご発言だけは今いただきたいということ。例示がございましたので、こういう文体はなるべく避けてほしい……。

【事務局】 もちろん、受動的なところが多いということがございまして、ご指摘、ちょっと全体をもう1回しっかり見てみたいと、直ちにこうするというのは言えないんですけれども、必ずしも受動的が必要不可欠なのでそういうふうを書いてあるという、全部そうかというかどうかはちょっとわかりませんので、そうじゃないところは修正することは可能だとは思いますが。それから、最初のエリアマネジメントの、これちょっとまた後ほどお時間いただけるということですので、そこはそういったことも鑑みて専門家とも相談してみたいと思えます。

【分科会長】 ○○委員、これから中座されるようなので、一応基本的な流れは、いろいろ、ご意見もありましたが、とりあえずやはり住宅政策は重要なので、なるべく貢献したいという中で、やはり期待と現実の落差の大分厳しいご批判が相当多いのですが、

それはそれとして、我々としてはやはり学者として言うべきことを、正論をやはり言っていくということだと思いますから、とはいいいながら、集約点の根本の中身に問題があると分科会の議論集約上ちょっとまずいので、何とか。一応その点はよろしいですか。

【委員】 はい。それは。

【分科会長】 ということで、どうもありがとうございました。何とか及第点ぎりぎりのようではありますが、そういうことで、どうもありがとうございました。

【委員】 申し訳ないです。

【分科会長】 それで、ご発言のない委員からも一言ずつご発言いただければと思いますが、その上で少し、修文上の何かご指摘が今日あれば、事務局からお答えいただきたいと思います。

【専門委員】 メールでもご意見申し上げたことなんですけれども、資料3の9ページとそれから資料の4、指標の表の目標2のところなんです、この目標2「住宅の適正な管理及び再生」というのは非常に重要なテーマだと思うのですが、目標3の①とか②と意味合いとしては同列の位置づけのほうが適切ではないかと考えるところがあります。目標2のその「住宅の適正な管理及び再生」というのは、将来の世代に向けたストックの承継のための適正な管理及び再生ととらえられると思いますと、どちらかというとも目標3の重要な位置に同列として位置づけるほうがわかりやすいと、そういうふうに思うのですが。

【分科会長】 では今のご指摘についてはどうですか。後で答えますか。今とりあえずお答えになりますか。

【事務局】 すみません。今、柱立ての形のご質問だと思いますけれども、一応全体として目標1につきましては、住宅あるいは居住環境、それからサービスということで、住宅等の当然あり得るべき姿みたいなことで、その中に住宅という意味では質の話もあるので、その環境の話、それから移動・利用の円滑化の話、それから当然安全の中には耐震化の話みたいなものが入っております、あまり表に出しておりませんでした、これまでに出していませんでしたそういう街並みですとか景観の話。それからサービスの話を追加して、その1つのあるべき姿というのはこんな形じゃないかと。そうしたものをしっかりと、今、非常に住宅あるいはマンションみたいなものが、特にマンションみたいなものについては老朽化が非常に急激に進むということで、しっかりと管理をしていく必要があるというような、それを重視すべきというご意見を踏まえまして、そうしたものの管理の話ということで1つ、目標2として掲げさせていただいてございます。

目標3からは、そういうような性質を持つようなものの住宅と、市場としての供給ということで、1つ目に既存住宅市場の話、2つ目に新築の話、それから3つ目に既存住宅と新築に、両方に関わるようなものですか、あるいは需給の不適合、両方に関わるようなものの解消の話というものをあわせて掲げさせていただいているところがございます、そうした市場の中でなかなかまい具合にいかないようなものについて、目標の4番目でセーフティーネットということで掲げさせていただいているというような構成になってございまして、そういう質的な、新築的なことは3番に書いてございますが、その質的なことはできるだけ目標1のほうに今回は整理させていただいているところがございます、その中での管理の重要性ということで目標2を掲げさせていただいているところでございます。

【分科会長】 では〇〇委員さん、何かご発言あるようでしたら、ぜひよろしくお願ひします。

【専門委員】 ありがとうございます。まずは、環境分野を中心に非常に書き込んでいただけたのではないかと、私はとらえています。ただ、全体を通じての要望を言うと、新成長戦略の中でも非常に大きく掲げられているグリーン・イノベーションについて、特に住宅分野というのは森林分野と密接に関わっており、この成果指標の中にも、間伐材の活用などが出てきますが、本文の中で、グリーン・イノベーションとの関係が出てきません。政府全体の施策の進め方と整合をとる上でも、少し記述があってもいいのではないかと思います。

その上で、具体的などころを2点申し上げると、成果指標だけで全体の施策を判断するものではないことは理解しておりますが、例えば新旧対照表8ページの環境の分野を見た場合に、全国計画として出された時に、本文にある見える化の促進や、ライフスタイルを通じて温室効果ガスの低減を図る住宅の普及の促進等が指標にないとなると、地方計画を見直す際に、地方公共団体はどういう判断でここを読み解いていけばいいのか、何らかのフォローが要るのではないかと思います。また、今後、他省庁との連携という面では、例えば環境省等が進めている地球温暖化対策の中での住宅分野への期待等との整合性をとりつつ、この指標は、5年後の見直しとなりますが、行政施策の中でどうフォローするのかといったところが必要になるのではないかと思います。以上、グリーン・イノベーションの関係と、地方計画をつくる上で、もう少しフォローがあったほうがいいのではないかとという2点について、最後に発言させていただきたいと思います。

【分科会長】 ありがとうございます。今ご発言ございますか。

【事務局】 成長戦略にわたるグリーン・イノベーション全部を住生活基本計画に書くことはなかなか、正直言って施策の具体性からいって難しいところもありますが、一応森林、間伐材利用の話とか再生建材の利用の促進とか等々、ある程度私どもとしては、できることに関して書いたつもりでございます。もちろん、住生活基本計画に基づいて具体の施策を展開していく中には、他省庁と連携をしてグリーン・イノベーションに資するような施策はこれから展開したいと思いますが、今直ちにここにどういうふう書き込むかという、なかなか具体的な施策がないものですから、ちょっとここには書いておりません。

それから、指標については、ご指摘もありましたし、また今回観測指標ということで、成果指標の後に載せておるものもございしますが、これからここに書かれておることをいかに実現していくか、それがちゃんと達成されたかを評価するものについては、逐次いろいろな指標を工夫しながら追加していきたいと思えます。地方公共団体との間には、ご指摘でいろいろ地方計画をつくる段階、あるいは地方計画を実施していく段階では、ご指摘の点を踏まえて、地方公共団体に指標に載っていないものについても、ちゃんとフォローアップはお願いしてもらいたいと思えます。

【分科会長】 では〇〇委員さん、よろしくお願ひいたします。

【専門委員】 今日、成果指標の件もいろいろ議論になっていましたけれども、逆に言うと、5年前につくられた時にも成果指標の一部は制定されていたわけですね。そうすると、例えばこの5年間に具体的な成果としてどういうことが上がったのかということの、もう少しレビューがちゃんとあってもいいのかなと。逆に言うと、そこがないと、今回成果指標をいろいろ約束しても、また5年後同じことが繰り返されるんじゃないかと。具体的に申し上げると、これもまたくどくど書いていくと切りがないと思うんですが、「はじめに」のところを読むと、1段落目でいろいろ目指した施策を推進してきましたと。2段落目、3段落目で、でもまだまだこういう課題が残っていますという、そういう構成になっていると思うんですが、この2段落目、3段落目でいわれているその課題というのは、でも逆に言えば、この最後の購買力の低下みたいなのは予想以上のペースだったというのはあると思うんですが、それ以外はまあまあ、ある意味では予測し得たところでもあるはずなので、そういう意味でいうと、こういうことを目指して施策を推進してきて、その結果としてこういうことが、こういう成果が出たんだということはきちっともう1文あって、だけれどもまだこの辺が積み残してあるんだというくだりがあると、逆に今回成果指標が

約束することに対して、また5年後どういうそれに対する見方が、レビューがあるのかということもはっきりしてくるのかなと。そういう意味でいうと、「はじめに」のところに、もう少し具体的な成果としてどういうことがあったと認識しているのかというのは、もう少し書き加わってもいいのかなという気がしました。

【分科会長】 ありがとうございます。さらに、今までご発言あった方で、ぜひ一言言っておきたいという方がいらっしゃればお願いしたいのですが。よろしいですか。そうすると、5分ほど休憩させていただいて、少し今回の資料2に対する若干の加筆修正があるようでしたら、基本的にお話しただいて、その上で一応これをパブコメにかけていいかを諮りたいと、本日の会議はそれが最大目的になりますので、そうしたいと思います。すべて〇〇課長さんで答えるとちょっときつい部分がありますので、そういう進行をしてよろしいですか、事務局として。

【事務局】 はい、可能な範囲で検討してみたいと思います。

【分科会長】 では5分ほど我々は小休止させていただきます。

【事務局】 はい。

(休 憩)

【分科会長】 では再開いたします。どうもご検討ありがとうございました。細部まではお話しできないかもしれませんが、一応こういうところを直したいという話を言っていた上で、その上で資料2の取り扱いについてお諮りをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【事務局】 それでは、いろいろと受動的なところの書き方のところ、それから「何々するとともに」というような言い方が多いところにつきましては、ちょっとお時間をいただいて、そうしたことができるだけないようにしていきたいと思います。

それから、2ページのところだったと思いますけれども、美しい街並みとか景観が、これも受動的なところとも絡むのかもしれませんが、形成されるなどというような形のところについては、ここに書いてあるようなものが住宅整備ですとかあるいはまちづくりによってこうした事柄が達成されるということでございますので、その「美しい街並み・景観が形成されるなど」の前に、そうしたことを少しつけ加えることを検討させていただければと思います。言い方としては、4ページのところの(5)のところなんかの中には、「良好な街並みや景観を形成するまちづくり分野」というようなことで、基本的には、気持ちとして、別に勝手にできるというようなことではなくて、そういうことを達成するた

めのいろいろなことをやっていかななくてはいけないという気持ちは持っておりますので、書きぶりがちょっと悪かったところについては直していきたいと。

それから、エリアマネジメントをというようなお話があったんですが、いろいろな地域においてそういう整備の意思とか計画がしっかりあるところに対して、施策を図っていくというようなご趣旨ではなかろうかと思ひまして、例えばでございますが、6番目の「このため、国が施策を実施するに当たっては」の後に、「地域における整備の意思とか計画を確認しつつ」というようなことを入れていくとか、そういったようなことを検討したいと思ひています。以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。以上のような若干加筆があるという前提でございますが、基本的に資料2の原案につきましては、根本から直すべきだというご発言は、中座された〇〇委員を含めてどなたからもなかったと思ひますので、いろいろ事務局のご努力に対する評価は、いろいろ厳しいご発言もあったのは事実でございますけれども、一応何とかここまで来たということでございますので、そういう若干の加筆修正があるということではありますが、本日これをもってパブリックコメントにかけるということを議決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。ということで、当分科会としては、その加筆修正の上でパブリックコメントにかけるということになります。

それで、手続的なことで事務方から事務連絡をお願いしたいんですが、一応形式的には、修正については若干の字句修正がありますので、分科会長に一任するという、預かりという形でご了解をお願いしたいと思います。実施は、多分、今日、何日ごろめどというお話してほしいんですけども、修正した案文、パブコメにかけるという案についてを、各委員に電子メールないし、電子メールが不都合な方は速達なりで送付してほしいと。ただし、その段階では一応分科会長一任の上で、これでかけるという形にさせてほしいと思ひます。その上で、パブコメ期間中に含めて、また各委員の方々もお目通しいただいて、最終の、次回の分科会でございますが、パブコメを踏まえた最終案の確認をするという段取りになると思ひますが、今回のパブコメ案のための修正作業、何日ぐらい後のめどになりますでしょうか。ご発言いただければ。大体目標で結構です。

【事務局】 できるだけ早急にやらせていただいて、まず分科会長にご相談させていただきます。今週中ぐらいで、だめですか。

【分科会長】 私のほうは即答でこれで、私の責任において分科会長として預かったという形にしますから、もう同時発送に近くて、1分ぐらいずらしてくれればそれで結構です。送っていただければ。

【事務局】そこはまあ、ご相談をしながら、まずはご相談をしてからやりたいと思います。できるだけ早急にやらせていただきます。

【分科会長】では今週中ということですね。

【事務局】はい、そのめどで、一生懸命やります。

【分科会長】それからもう1つは、パブコメ対象ではないんですが、新旧対照表については、あったほうがパブリックコメントの内容の理解のためにはいいのかなという気もしないわけでもないんです。従来、この種のものについては、参考につけていますか、つけていませんか、どちらでしょうか。

【事務局】過去の例を見てみたいですが、多分つけてやっていると思いますので、できるだけつける方向で行います。

【分科会長】その際のお願いなんです。修正した部分のアンダーラインが確かにあるんですけども、場所をかなりずらしている部分もありますよね。文章をそんなに変えないで。そういう場合は、アンダーラインというと普通は消したとか書きかえたと思われるので、私が思ったのは、移した場合は点線にするとか、文案が直っている部分と位置をずらしているというのと趣旨が違うので、それは見る人にとって、あれ、景観とか消しちゃったのかと見ると後ろのほうに出ているとかあるので、事務的に相談されて、少しわかるようにしていただいたほうがいいのかなと思います。これは意見です。

【事務局】できるだけわかりやすく、移っているものはこちらに移っているみたいな、参考資料でございますので、適宜わかりやすくしたいと思います。

【分科会長】では、少し時間超過しましたがけれども、無事本日の資料2「住生活基本計画（全国計画）の変更（案）」につきましては、若干の修正を加えた上で分科会長一任ということで、今週中めどで各委員に送付するというご了解いただけましたので、本当にどうもありがとうございました。

それから、今後の、次回の開催に向けては、本来検討していた開催日と、大臣交代に伴うレク等の時間が必要になった場合ということで、予備日ということで2日間設定されておりますが、一応それを含めて次回、この今回の社会資本整備審議会の委員については2年ごと改選になりますので、一度全員が解職されて、私につきましては10年連続ですの

で、今回退任となります。ですから、できれば最終回ごあいさつでもしたいなと思っておりますが、また今回専門委員の方が大変熱心にご参画いただきましたが、審議が終了とともに専門委員の方々も解職となります。ですので、次回、いろいろ、最初の設定日ですとご参画いただく方が多いんですが、予備日ですとご出席いただける方が少ないので、できればこれはいろいろ大臣との関係があるので何とも言えない話であります。最終回、いろいろ事務局に対して激励と、叱咤激励をする自由発言の機会も頂戴したいなと思いますので、いろいろ思いのある方はぜひその際にご発言をいただければということで、大変厳しい意見が多いのは、やはり期待も大きいということだと思います。

それから、国が公共投資をする、国がいろいろ税制をやるという住宅政策が基本ではない時代ですので、なかなか苦しいのは事実なんです。やはり都道府県、それから大都市レベルでの住宅計画の策定については、基本的に国の住生活基本計画（全国計画）がモデルになることは間違いないわけで、その点ではやはり、国のこういう計画が何なのかというのなかなか難しい点はあるんですが、それなりの影響力はあるということで、その意味ではいろいろ、事務方としてもなかなか、我々の指摘に対する十分な対応がしにくい要素もあったと思いますが、比較的まあまあいい仕事をしてくれたと世の中から評価されるように、最後の仕上げになりますのでぜひ頑張ってくださいと思います。

では、最後に事務連絡でいただいて、今日は〇〇さんはいらっしゃらないので、ぜひ次回に……。

【委員】 すみません、1点だけいいですか。

【分科会長】 ではよろしく申し上げます。どうぞ。

【委員】 今ご説明いただいたスケジュールとその任期のこともあるのであれば、もっと先に言えばよかったです。今日私、12月29日に事務局に出した意見書を、次回日程が変わると出られるかどうか分からないので、委員提出資料の形で一応出させていただければと思います。記録に残ると先ほど分科会長がおっしゃったので、ぜひそういうふうにしていただければと思います。

【分科会長】 委員提出資料というのは、委員の責任において出す資料ですから、それは全く支障ないと思いますが、事務局もよろしいですね。

【事務局】 わかりました、それはもう先生方のご意見ですので。

【分科会長】 はい。それから、それ以外にまたさらにいろいろ、住宅政策に対する期待とか含めて、何か文書をお出しになるとか、あるいは例えば、先ほどいろいろ今回の、

新しく専門委員に加わられた方も、今回一旦これで切れるということで、言い方はちょっと変なんですけれども、ぜひこういう点は国に考えてほしいというご要望とかあれば、文書で提出いただいて、それは永久に記録として残りますので、もしそういうご希望があれば、事務局としてぜひよろしく対処をお願いしたいと思います。これは、分科会長からのお願いであります。

では最後、事務連絡をよろしく申し上げます。

【事務局】 それでは事務連絡として、参考資料にある審議予定、今分科会長からおっしゃっていただきましたので、特につけ加えることはないんですけども、大変恐縮でございます、事務局の都合でございまして、従来パブリックコメントに約1カ月程度時間がかかるということで、それを踏まえて2月17日ぐらいには何とかということで考えておったところでございますが、まだちょっと多少、当方のほうでしっかりと説明をする時間をとりますと、少し時間がずれる可能性もございます。できるだけずれないように対応したいと思いますと思いますが、場合によっては今2つ目の候補として17日のほかに24日の日程調整させていただいてございますが、そういうふうになる可能性もあるということで、また決まりましたらできるだけ早急にお伝えしたいと思います、今時点ではできるだけ早くおさめるような形で一生懸命努力したいと思っております。

それから、今ご指摘ございましたように、ご意見等々の住宅宅地分科会への提出ということをご希望される先生方おられましたら、私どものほうに申し出ていただければ、委員提出資料という形で次回取り扱いさせていただきたいと思っておりますので、まず言っていただければ、あと形とかはまた適宜ご相談させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

【分科会長】 以上をもちまして、若干時間超過して恐縮でございますが、本日の会議を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —